

山形県公報

平成24年 2 月28日 (火) 第2321号

毎 週 火・金 曜 日 発 行

目 次

告 示

○都市計画事業の変更の認可………………………………………………………(都市計画課)…195

企業局関係

規程

○山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程……………………… 同

公 告

告 示

山形県告示第186号

 \bigcirc

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 施行者の名称

山形市

- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種 類 山形広域都市計画道路事業
 - (2) 名 称 3・2・7号十日町双葉町線、3・3・6号山形停車場医学部線及び3・4・8号美畑天童線
- 3 変更の内容

事業施行期間の延長

4 事業施行期間

平成10年5月29日から平成27年3月31日まで

企業局関係

規程

山形県企業管理規程第1号

山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年2月28日

山形県企業管理者 髙 橋 邦 芳

山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程

山形県公営企業財務規程(昭和53年4月県企業管理規程第11号)の一部を次のように改正する。 第100条中「第8条第2項」を「第15条第2項」に、「管理規程」を「企業管理規程」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

告 公

公営住宅法 (昭和26年法律第193号) 第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のと おり行う。

平成24年2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

県営住宅の名称等	/ 走														
		規	格				₩			御					
茶	所 在 胎	住宅形式	1戸当たり 公 住戸専用 戸 面 積	斧 教	次 区	収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者	収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者	敷金	権	瞅	
4小国アパー - 号	西置賜郡小国町 大字兵庫舘3- 3-9	3 D K		23	一般用	H 12,800	日 14,800	日,900	日,100	21,800	日 25, 200	Sのにす 月家相名 分債当額	卅	百年	

- (注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。
- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控 除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者 1 人につき 270,000円 (その者が特別 障害者である場合には400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円 (その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)
- 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める金額を超えないこと。 イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円
 - (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
 - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
 - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第 155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
 - c 知的障害 b に規定する精神障害の程度に相当する程度
 - (n) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合
 - (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
 - a 戦傷病者特別援護法 (昭和38年法律第168号) 第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が 国土交通省令で定める程度であるもの
 - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生 労働大臣の認定を受けている者
 - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
 - (二) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
 - ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。
- 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

- 4 申込期間及び方法
 - (1) 申込期間 平成24年3月5日から同月9日まで(受付時間:午前10時から午後5時)(ただし、郵送の場合は平成24年3月9日までの消印のあるものに限り有効とする。)
 - (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 置賜事務所

5 入居の時期 平成24年4月下旬